

保育パート ニュース

あひだの声を組合

2018.3.19 特別号

全日本建設交通一般労働組合保育パート支部

名古屋市中区宮脇町2-99-2

TEL(052)353-8404

E-mail hoikupart@circus.ocn.ne.jp

せひこの組合を大きく

パートの待遇改善は

組合が交渉してきたから

「組合があつてよかった」の声

特別号発行にあたって

4月からの時間給アップ、乳児保育補助、調理補助の有休代替予算実現に、うれしい声が組合にも届いています。ようやく実現した成果。これらは名古屋市が自然にやってくれるものではありません。組合が毎年要求書を提出し、団体交渉で実態を訴え、保育運営課を動かしてきました。

もし労働組合の存在がなかったら、労働条件改善の要求を当局と対等の立場で話し合うことはできません、賃金も低く労働条件は劣悪なままだったでしょう。今、当たりまえのようにある制度は43年前に二人の先輩が勇気を持って労働組合を作ってから仲間を増やして組合を大きくし、一つずつ一つずつ実現してきた成果なのです。

組合の長い歴史の中、「組合があつてよかった」「組合に相談して解決につながった」等の多くの声が聞かれます。そんな声や体験を寄せていただいで、この特別号ができました。どうぞじっくりのお読みください。(順不同)

何でも相談できる安心感

組合に入っていることは、働くにあたって、困ったら何でも相談できる安心感です。とても心強いと思いました。また、いろんな催し物もあります。以前、笑いヨガに参加して、体調がちよっと悪かったのが、体験しているうちにしんどさがやわらいでいき、動くのが楽になって、動いているうちに痛みもなくなるという体験をしました。いろいろ企画してくださる組合の方々に感謝しています。今後ともよろしくお願い致します。

(Y・K)

誰一人組合に入っていないことに驚き

私は8年前に今の園に移ってきました。前の園は組合にほとんどの人が入っていたので、今の園が誰ひとり入っ

ていない事に驚きました。なせ入っていないのか尋ねると前から誰も入っていないし、という返事。私達パートの待遇の良さ、たとえば代替を立てれば休みやすい、時給が少しずつでも上がっている、エプロン等の支給があるのは等；組合が訴えてきたからだと言う話をすると、ほとんどの人が組合員になりました。今では、パートの悩みや働き方でわからない事など気軽に相談にのってもらっています。

(N・S)

時間外の看護士の時給が 大きく改善

パート看護師として勤務して1年目のことです。夏祭りの時の時間外勤務の時給が看護師ではなく、保育補助の時給になっていたので。園長先生に尋ねたところ、現行の制度上仕方がないという返

答でした。委嘱時間外でも看護師として働いており、納得できず、組合に相談しました。組合はすぐに取り上げてください、予算要求交渉で発言することができました。支部役員の方たちの力強いあと押しもあり、「委嘱時間外勤務も看護師の時給にする」という回答を勝ち取ることができました。相談できる組合がなかったら、園長先生に聞いた時点で終わっていたと思います。変だなど思ったら組合に相談することが大事だと実感したできごとでした。

(宝 川添きくよ)

取るなと言われた 市営休職も

この仕事をかれこれ16年。いろんな事がありました。自分は組合を出たり入ったり。最近の出来事では、忌引き休暇の事で他の園の人から相談

があった、私はすぐ組合の方へ相談をしました。すぐ回答をもらったにもかかわらず、忌引き扱いになるまで時間がかかりました。そして1週間後に、自分の園でパートさんが忌引休暇の申請をすると、園長から取るなと言われ、すぐまた組合へ相談をしてアドバイスをいただきました。なんとか忌引休暇が取れました。

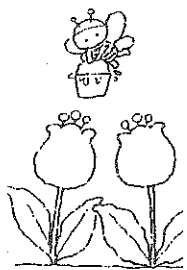
(K・I)

交通費の改善も 組合があったからこそ

当初、週30時間で1日630円の交通費支給でした。園に通うにはバス1本で行ける

のですが、1時間に1本しかなく思うように行けません。1年目は車通勤をしました。ガソリン代と駐車場代は持ち出しでした。2年目からはおなみ線と市バスを利用しますが、時間はかかるし、往復のバス代も持ち出します。3年目からは、おなみ線と自転車を通うことにしましたが、おなみ線の駅では駐車場を利用しないといけません。1回100円、1ヶ月1500円持ち出します。2015年に交通費の見直しがあり、平成27年に日額上限が850円になりました。車や自転車、バイク通勤においても2k以上50円、5k以上200円が支給されるようになりました。組合があったからこそだと思います。組合員でよかったです。

(丸池 山田啓子)



パートのまとまりも 組合という柱があるから

20年近く組合員です。私には行事に参加する事ぐらいでしか協力できませんでしたが組合がなかったら他の園の方々と顔を合わせる事も、他の園の様子を知ることでもなかったでしょうし、エプロンの支給、時間給のアップ等々、数知れない改善がありました。パートの皆さんがまとまっているのも組合という柱があるからだと思います。皆さん、ぜひ組合員として、パートの待遇が良くなるよう頑張りたいです。

(T・K)

長年の勤務の成果に 仲間と涙

組合があつて良かったことはまず一番に、当局と直接交渉出来ること。これが一番です。時間はかかりますが、現場の

声を伝えることで、成果に結びついていくのです。

例えば、8週に一回の土曜調理給食の二人体制、特別囀託の行事参加、乳児保育補助6日の休暇代替等々。困っている、個人では組織を動かすことは殆ど出来ませんが、法律で守られている組合の力の凄さを感じます。

私が忘れることの出来ない事があります。昔々、もう30年近く前、パートは子ども達の前でも明らかに立場が違いました。

夕刻の補助をしていた時、正規の先生が、私の名前を覚えさせる目的か、それとも立場？重み？身分？の違いをわからせたかったのか、遊んでいた子どもたちを集めて、正規、自分を指さし

「私の名前は？」
子ども「○○せんせい！」
正規「はい、では、この人は？」と私を指さす。

子ども「○○せんせい！」
と言ったと思います。
そうしたら正規の先生が「違う違う。○○さん！」
と言い直されたのです。

駆け出しで右も左もわからない時でしたが、とても違和感と屈辱を感じました。すぐに、先輩パートに、子どもに対して、その呼び方の区別は必要なのかと、鼻息荒く、問いたりました。

組合役員をしていたその先輩は、他の園でも問題になっている事、そして、交渉で出すから、と力強く言ってくれたのを覚えています。その後間もなくしたパート会議で、園長から、子どもの前では呼び方は統一することになりました。との報告がありました。

へえー
どこでどうやって先輩は交渉をしたんだろう；と、何もわからない私は感心したものでした。

こうして、働きにくさを解消してくれたのが組合というものでしたのです。

その頃からいつも困って要請していたのが、有休代替が付いてない調理パートと乳児保育補助の、有休代替が付いてない部署の「有休の取りにくさ」でした。不平等感がずーっと30年以上あったわけです。

特に給食室は限られた人員で作業しているため、パートひとり欠けても迷惑がかかるのではないかと考えてしまいがちで、そんな空気を感じて、代替の人に入ってもらい、欠勤で休んでいたのです。

クラスにはまっている乳児保育補助も同じことなのです。ついつい、迷惑かけちゃいけない、と思ってしまうがちです。
そんな私は、2月の団体交渉で有休代替予算実現の回答

をもらった次の日、朝出勤してくる調理のパートを保育園の手前で待って、「○○さん代替が付いたよ。」と真先に伝えました。「ほんとにほんと？」と、良かった良かった！と抱き合っていました。組合が無ければ、交渉が出来なければ、これはこんな形では成し得なかった事。と思っています。

その人はこうも言ってくれました。

「奥村さん、定年でせっかくの悲願なのに；使えんの？私達が有り難く使わせてもらうね！置き土産だね！」と。

(東丘 奥村淳子)

民間で働いてみて実感

法人園にこどもたちと移り、そろそろ一年になります。パート組合が一人ひとりの立場を守り、堂々と代弁し、労働者の権利を守ってくれている

と身をもって実感しています。パート組合員の減少で、執行委員さんに負担がかかる事があれば、何とか皆で集まりましょう。これ程一緒になつて声をあげてくれる組合は無いように思います。今、心からそう思います。

(M・A)

**本当にうれしかった
正給と同じ内容の平等休暇**

パートには忌引休暇制度がなく、組合員から「勤務してから自分の親の通夜に駆け付けた」などの切実な訴えがありました。長い間粘り強く交渉を続けた結果、忌引休暇が2006年に制度化されましたが「無給で2日・配偶者と1親等のみ」という、お

よそ意味をなさないものでした。組合は「これではない方がまし」と、正規と同じ日数と有給化を要求し続けました。実際、この制度を使

う人は皆無に近い状態でしたし、年次有給休暇が使えないと解釈されたり、日数も足りず現場で混乱もおきていました。

「家族を亡くした悲しみは正規もパートも同じ」「2日間では泣きはらした顔のまま勤務することになる」と訴え続け、5年後の2011年から忌引休暇が有給で正規と同じ制度になりました。回答書には「付与日数を正規職員と同数に改正し、有給休暇とする」とはつきり書かれました。ほんとうに嬉しかったです。

この年は同時に「子の看護休暇」と「短期看護休暇」が新設されました。これらの休暇も無給ですから、有給化を実現しなければなりません。

夏期休暇もパートにはありませんでした。組合の要求で最初は3日間で実現し、次に4日になり、現在は正規と同じ日数の5日間になっています。

す。

今当然のように使っている制度も、組合の要求・交渉がなければ存在しないものです。組合活動は様々な場面でパート職員の働きやすさを向上させているのですね。

(上飯田南 尾崎よしみ)

編集後記

組合員でない人には組合のことをもっと知ってほしい、組合員にも組合に確信を持ってほしい、そして仲間がもっと増えてほしいという思いから、保育パート支部の執行委員会がこの特別号が企画されました。お寄せいただいた声はほんの一部ですが、労働組合あってこそその思いを新たにしました。実現した成果に喜んだこと、組合があつてよかったなどや思いはまだまだたくさんあると思います。いずれ第二弾もできるかなーと望んでいます。(M)